

## ⑨ヒラメ種苗の調達契約書（案）

種苗の調達について、公益財団法人大阪府漁業振興基金（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 乙は、次に掲げる種苗（以下「種苗」という。）を甲に納入し、甲はこれを受け入れる。

品名	規格	数量	金額(円)
ヒラメ種苗	平均全長 50mm 以上 1尾当たりの重さ 1.5g 以上	110 千尾	

2 前項の表の金額の欄に掲げる額には、消費税等を含まないものとする。

（代金）

第2条 種苗の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金 円(うち消費税 円)とする。

（契約保証金）

第3条 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の契約保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納付しなければならない。ただし、直近 3 年間において、当契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績がある場合は、契約保証金の納付を免除する。

（種苗の調達）

第4条 乙は、種苗を令和 4 年 5 月 20 日（以下「期日」という。）までに公益財団法人大阪府漁業振興基金栽培事業場に納入することとし、運搬に要する費用は乙の負担とする。

（納入の通知）

第5条 乙は、前条の規定により種苗を納入するときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（種苗の検査）

第6条 乙は、種苗の納入までにクドア寄生の検査を行い、その結果を甲に報告しなければならない。甲は、検査結果を確認したうえで種苗を受け入れることとする。

2 前項の検査に要する費用は、全て乙の負担とする。

3 前条並びに第 1 項及び第 2 項の規定は、前項の規定による納入について準用する。

（種苗の引渡し）

第7条 乙は、納入する種苗が前条第 1 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、当該検査に合格した種苗（以下「本種苗」という。）を甲に引き

渡さなければならない。

(所有権の移転)

第8条 本種苗の所有権は、前条の規定により乙が本種苗を甲に引き渡したときに乙から甲に移転するものとする。

(代金の支払)

第9条 乙は、第7条の規定により本種苗を甲に引き渡した後、代金の支払い請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による本種苗に係る乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。

(権利の譲渡等の制限)

第10条 乙は、この契約に定める甲の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせるてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(期日の変更)

第11条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、第4条に規定する期日の変更を必要とするときは、甲にその旨を申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出について天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、乙に期日の変更を承諾するものとする。

(本種苗の期日を遅延した場合の違約金)

第12条 乙は、期日以内に本種苗を納入しなかったときは、期日の翌日から納入をする日までの期間の日数に応じ、代金の額に年5.0パーセントの割合を乗じて得た金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定は、乙が指定日までに本種苗を納入しなかった場合について準用する。

(代金の支払を遅延した場合の遅延利息)

第13条 甲は、第9条第2項に規定する期間内に代金を完納しなかったときは、当該期間が満了する日の翌日から未支払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年5.0パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(危険負担)

第14条 第7条の規定による引渡し前の本種苗の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。

(担保責任)

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、その責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の締結に要する費用)

第 17 条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解決)

第 18 条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第 19 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 月 日

甲 大阪府大阪市住之江区南港北 1-14-16  
公益財団法人 大阪府漁業振興基金  
代表理事 岡 修

乙